習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第7回習志野市農業委員会総会は平成29年7月5日(水曜日)習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

- 1. 開催時刻 午後3時00分
- 1. 委員の出欠席 17名中 13名出席

※ 5番、9番、14番、15番は欠番

委員氏名 (網掛けは欠席委員)

1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門 3番 三代川 彦博

4番 合間 正秋 6番 伊東 壽 7番 三橋 武夫

8番 葛城 芳一 10番 伊藤 和彦 11番 飯生 良

12番 田久保 征夫 13番 小川 孝雄

会 長 廣瀨 博 会長職務代理者 飯生 正己

- 1. 議事録署名人 1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門
- 1. 議案審議結果

上程 7件 承認 7件 不承認 0件 審議未了 0件

- 1. 閉会時間 午後 4時30分
- 1. 付議事項

議案第1号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第4号 生産緑地のあっせん結果について

議案第5号 生産緑地のあっせん結果について

議案第6号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)について

議長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、只今より平成29年第7回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、欠席はありません。 4名の欠員を含め17名中、13名の出席であります。 よって本日の総会は成立いたしました。

次に、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。

1番 三代川 正夫 委員、2番 三橋 喜左衛門 委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

総会の議案に入る前に私から一言、 御礼を申し上げたいことがあります。

農業委員の皆様におかれましては、5月から6月にわたり「キャロット計画」として、各学校・幼稚園・こども園等に習志野産にんじん「彩誉」を提供、また掘り取り体験など大変忙しい、時間の制約がある中でご協力頂き感謝申し上げます。 食育もそれに伴うPRもだいぶ根付いてきたので、次年度もよろしくお願いいたします。

本日の議案上程件数は、7件でございます。

それでは、議案第1号

「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について」を議題とします。

現地調査についてはご協力ありがとうございました。

議案第1号については、農用地区域から除外をする案件であり、 委員の皆様におかれましては、あまりない案件と思いますので 事務局には、特に詳細な説明を求めます。

また、農業振興地域整備計画の担当課である協働経済部 産業振興課の職員の出席を要請しております。 事務局の説明の後、説明をもらう予定でございます。 最初に議案の朗読、次に現地調査報告、意見照会を行った 産業振興課職員の説明を行い、質問をいたします。

それでは、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

議案第 1 号

習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり習志野市長より習志野市農業委員会会長へ意見照会があったので、意見を求める。

除外案件の概要

除外申出地:習志野市●●●丁目●●●番

地目:畑

除外面積: ●, ●●● m

事業計画者:習志野市●●●丁目●●番●号

●●●●株式会社

土地所有者:千葉市●●●区●●● ●●●●番地 ●●●●

摘要(事業目的等):事業用駐車場として利用のため

以上です。

議長

次に現地調査報告を、事務局からお願いします。

事務局

議案第1号「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見 照会にについて」

現地調査は、廣瀬会長はじめ農業委員10名、事務局2名と委任された業者さん1名の計13名で行いました。除外地申出地は、

●●●丁目●●●番地、●道●●●●縁の●●交差点から●●

●方面に向かい、約●●●メートルほど進んだ左手になります。

農用地区域からの除外申し出理由について、●●●●株式会社の事業所が、現在使用している駐車場約1400㎡の賃借契約が、平成29年11月30日を以って満了となり、以後契約更新が出来ないことから、隣接している農地を駐車場とすべく、農業振興区域の解除を求められたものです。申し出地は、工場の敷地と地続きで、10tトラックの出入りも問題なく行える状況で、業務

に支障が生じることもなく、また、隣接農地にも影響を及ぼすことの無い適地と思われます。

以上現地調査報告とさせていただきます。よろしくご審議のほど お願いします。

議長

はい。ありがとうございました。 それでは産業振興課職員を案内してください。

最初に、産業振興課職員自己紹介をお願いします。

産業振興課

こんにちは 産業振興課●●係長の●●です。 よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案の説明をお願いします。

産業振興課

はい、それでは議案第1号につきまして説明をさせていただきます。

議案第1号として提出させていただいた案件は、農用地区域除外に係わるものです。今回、農用地区域内に土地を所有する者等から、当該農地を農用地区域から除外したいとの申出がありましたので、農用地区域除外に係る習志野市農業振興地域整備計画の変更をするにあたり、法令に基づき農業委員会の意見を求めるため、この総会に議題として提出させていただいたものです。

農業振興地域内の農地(市街化調整区域)のなかで、特に農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定するもので、農用地区域として指定を受けた農地は、農業振興を図るための国の政策等の中心になりますが、開発行為や農地の転用が制限され、農用地利用計画で指定した用途に供する転用以外はできなくなります。

端的にいいますと、宅地造成等の開発行為は一切できず、 農業上の利用しかできないというもので 習志野市では、現状、 約62haを農用地区域として指定しています。

しかしながら、農地はあくまでも個人所有地でありますので、 経済的・社会的な理由により農業以外の目的で利用したい場合が 出てくることがあります。

例えを挙げますと、分家住宅の建築や、都市計画の見直しによる 開発(奏の杜)があります。

4

そうした場合は、農用地区域のままでは開発行為(農地転用)ができませんので、農用地区域からの除外の手続きが必要となります。

この農用地区域からの除外は、止むを得ない場合にのみできることになっており、その基準は厳しく設定されています。基準については、申出内容と合わせて説明いたします。

では次に、申出のありました除外案件につきまして、説明いたします。

議案の朗読がされておりますので、ご承知と思いますが、申出者 は、事業者として●●●●株式会社代表取締役 ●●●氏及び、 土地所有者 ●●●●●に在住の●●●●氏で、事業目的は、事 業用の駐車場です。

まず、事業を実施するにあたり、農用地区域の土地を選定した理由から説明いたします。

●●●●株式会社は道路対面にある貸駐車場を借り、通勤用30台、来客用6台、業務用駐車場6台、トラック(2トン~4トン)4台、大型トラック2台約1400㎡の駐車場として利用しています。

しかしながらこの貸駐車場について、平成29年11月30日を 期限に使用の中止を求められており、早急な移転の移設が必要に なりました。

また、この場所は●道●●●●●線の拡張工事が進められており、 完了後には中央分離帯が設置され、道路対面駐車場との車両の往 来や歩行車の横断が困難になってしまう課題があります。(これは 昨年度除外した●●●●●●と同様です)

そこで、管理通行上支障が生じることから、事業所に隣接する計 画地に移転したいとの申し出であります。

このバスの事業用駐車場につきまして探したところ、

- ・必要とする面積
- ・今後の計画道路の形状(中央分離帯が作られることから対面: 千葉市側は困難)
- ・車両の管理及び通行に支障が生じない土地は申出者の●●●氏の所有する農用地区域内の土地にしかないことから、この土地を選定したとのことです。

なお、既存の駐車場より500㎡の駐車場面積が増加しておりますが、現状前面道路を利用して行っている大型トラックの方向転換を、歩行者等の安全面から、駐車場敷地内で可能にするために

必要な最小面積としております。

次に、申出が農用地区域からの除外基準を満たしているかの判断でございます。はじめに基準について説明いたします。

基準は大きく分けて2つあります。

1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する5つの要件をすべて満たすこと、2つ目は、関係他法令の許認可見込みがあることです。

まず、1つ目の法律に基づく、5つの要件についてです。

各要件の概要と市の判断は次のとおりです。

① 農業以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他に代わる土地がないこと。

申出のとおり、車両を駐車できる場所がこの土地しかないこと から該当します。

② 用地の集団化、効率的な農作業及び農業上の土地利用に支障を及ぼさないこと。

現地調査で確認されていらっしゃると思いますが、申出地は、 農用地区域の端であるため、除外しても農地集団性を損なうも の(区域の分断)ではありません。

③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に 支障を及ぼさないこと。

これは、担い手(認定農業者等)への利用集積に影響がないか ということですが、申出地における利用集積の見込みはありま せん。(周辺も含めて利用集積希望なし)

④ 農用地区域内の土地の保全、利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさないこと。

この施設は、農業用排水施設といったもので、当該農用地区域には存在しません。

⑤ 土地改良事業等の完了後8年を経過していること。 本市には、土地改良区はありません。

以上、法律上の5つの要件はすべて満たしていると判断できます。 続いて、2つ目の関係他法令の許認可見込みについてです。

今回の案件の駐車場は、建築物にあたらないため、建築協議は不 要となっております。

農地法につきましては、事前協議として、農業委員会事務局に見 込みがあることを確認しております。

よって、関係他法令の許認可見込みも満たしていると判断します。その他、計画地につきましては、これまで千葉市の方が借りて耕

作されておりましたが、既に別途代替地(●,●●●㎡)を借りて 栽培されており、耕作面積の減少は生じていないと伺っています。 また、周辺農地への影響防除措置としまして、ブロック土留め、 波計土留を布設し、計画地の雨水が隣接地へ流出しないよう対策 を施す計画となっています。

以上のことから、本市としては、●●●●株式会社及び●●●● 氏からの除外申出は基準を満たしており、農地利用計画の変更も 止むを得ないものであると判断し、農用地区域除外に係る習志野 市農業振興地域整備計画の変更をしようとするものです。

説明不足の部分や分かり難い部分があったかもしれませんが、以上をもちまして、議案の説明を終わりにさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

この案件につきましては、先ほど事務局から現地調査の報告がありました。そしてなおかつ、皆さんは見ておりますので、その中で再度●●係長に何か質問があれば受けたいと思いますが、いかがですか?

はい、三代川彦博委員どうぞ。

三代川彦博 委員 私の感覚ですと農業振興地域をはずすということは、なかなか厳しいルールがあるものとずっと思っていたのですが、今初めて聞いた1項から5項までの項目を何らクリアすれば除外できたということですか?

また、こうした事例は過去にあったのでしょうか?

産業振興課

過去の事例については、直近でみますと、今日の議題の第7号の ●●●●●●の駐車場の移設ということで、隣接地なのですけれ ども、道路の反対側の駐車場を農用地区域の農地の端の部分に移 すというケースがございます。今日の議題となっている場所が隣 接している所です。

合間委員

十数年前に谷津で3件くらいあったと思います。 駐車場であったと思います。

事務局

私の記憶している範囲では、駐車場ではないのですが、●●の● ●●●●と住宅建築の目的で●●の●●さんが該当しました。

議長

産業振興課からの説明で、トータル10項目についての説明がありましたが、それをクリアしそれと同時に農家の家庭の事情も若干あるということで、それを含めれば除外できるということだと思います。

他に関連して、質問等があればお受けいたします。

無いようですので質疑を終わります。 産業振興課●●係長ありがとうございました。 ご苦労さまでした。

・・・・産業振興課職員を会場から退席・・・・

それでは、議案第1号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います また、地元委員である、飯生 正己職務代理・飯生 良委員 何か意見・補足などあればお願いします

飯生良委員

道路に面したところは、例外という形でどうしてもなって行くのですよね。

飯生職務代理 者

いずれにしても私の土地も含めてこの地域はこれから道路が整備されて行くので、このような状態が出てくると思います。

議長

飯生職務代理、飯生良委員ありがとうございました。 他にご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 事務局、補足説明などありますか。

事務局

特にございません。

議長

他に、ご質問など無いようですので採決に入ります。

議案第1号の

習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について 採決いたします。

なお、当該申請地は説明があったとおり、第2種農地であり

農用地の除外を伴う農業振興地域整備計画の変更でございます。 変更について、周辺の営農について影響ないように要請し、

農業委員会としては、申出のとおりといたします。

議案第1号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、議案第1号は、農用地の除外について、 農業委員会は申出のとおりとします。

事務局は、習志野市長へ回答してください。

それでは、議案第2号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第2号の朗読をお願いします。

事務局

議案第 2 号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の 提出があったので、許可について審議を求める。

平成29年7月5日 提出

- 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●㎡
- 2 権利の内容 所有権移転(贈与)
- 3 申請者住所、氏名

譲受人 市川市●●●丁目●●番●●—●●●号

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号

以上です。

事務局、ご苦労様でした。

続きまして現地調査報告を地元委員である伊東 壽委員より お願いします。

伊東壽委員

議案第1号「農地法第3条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。

現地調査は、平成29年6月30日に廣瀬会長、事務局職員

2名で行いました。

場所につきましては案合図のとおり、●●●●丁目の

「●●●●」の近く、●●●●●●●に隣接したところにあります。

今回の申請の内容は、父の●● ●●さんの農地を息子の

- ●● ●●さんへ、農地法第3条の贈与により、所有権を移転するものと聞いております。
- ●● ●●さんは高齢で今迄のように耕作できなくなり、現在は週末に息子さんと耕作をしており、販売用の輸送は息子さんが担っているそうです。今後は、息子さんが後継者として頑張るそうです。

以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

伊東 壽委員、現地調査報告ご苦労様でした。

私も鷺沼地区ということですので補足させていただきます。 この案件については、本人に営農をしているかどうかを確認いた しました。このご家庭は週の金・土・日くらいに昔からお付き合 いのあるお客さんに自分の作った野菜を納入するといった形で、 息子さんも手伝っているということでした。このことからも農家 台帳どおり150日農業を行っているということを補足しておき たいと思います。

事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の 提出があったので許可について審議を求める。

農委受付日 平成29年6月23日(金)

農委申請日 平成29年7月 5日(水)

申請者 譲受人 氏名 ●●●● 年齢●●歳 職業 会社員譲渡人 氏名 ●●●● 年齢●●歳 職業 農業

2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用 状況等について

所在・地番 ●●●●丁目●●●●番●

地目 台帳 畑 現況 畑 利用状況 畑

面積 ●●●㎡ 所有者氏名 ●●●● 利用者氏名 同上です。 利用権については所有権です

- 3 権利を設定し又は移転しようとする事由
 - ●●●●さんの子である●●さんは、父の高齢化に伴い農業経営を継続することになり、休日に農業を手伝っております。●
 - ●市に住所がありますが、習志野市に住所を移し今後は●●家の農地の維持管理及び農業を継続していく予定です。今回、●
 - ●の自宅から一番離れた土地を贈与するものです。
- 4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転(贈与)です。
- 5 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、 使用収益権を有する農地の面積等

畑 ●●、●●●㎡ 経営地も同左です。

合計も●●、●●●m^{*}です。

- 6 権利を取得しようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事し ている状況
 - ●●●●さん ご本人 ●●歳 職業は農業で従事日数は 250日です。奥様の●●さん 年齢は●●歳で職業も農業で す。従事日数は200日となります。今回譲受をします●●さ ん●●歳 会社員で従事日数は150日となります。
- 7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有 状況につきましては記載のとおりです。 以上です。

議長

事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第2号について質問等の有る方は挙手願います。

はい、三代川彦博委員どうぞ。

三代川彦博

委員

谷津の区画整理があって、許可の中で問題がないということであ れば「贈与」という形で、一番使ったのは相続時精算課税制度を 使ったのですが、今回もそのようなことでしょうか。それとも普 通の贈与になるのでしょうか。

議長

その辺を事務局からあればどうぞ。

事務局

税理士との相談はしてあるとのことです。ただし、相続時精算課 税制度は使わないということでした。

三代川彦博 委員

補足ですが、せっかく良い制度なので、もし使える状況になった ら使った方が良いと思います。

議長

参考意見、ありがとうございます。

他に質問等ございませんか?

ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、議案第2号につきましては許可と決し ました。

よって本案件につきましては、本日付けで許可書を発行してくだ さい。

よろしくお願いします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の 計画変更承認申請書について、事務局より議案説明を求めます。 なお議案第3号は、農地法第5条の許可後の計画変更です。 議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。

それでは、事務局お願いします。

事務局

議案第 3 号

「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書につ いて」

平成28年2月25日付け千葉県千農指令第1182号-1で 建売分譲住宅(13棟)として農地法第5条の規定による許可 を受けた、習志野市●●●●丁目●●●番の農地(畑)

平成29年7月5日提出

変更理由

13棟の分譲住宅建設計画のうち2棟が完成し9棟が建築中 残りの2棟については平成30年12月に完了を予定してい る。建売住宅の購入者の動向を見ながら住宅建築を進めてき たが想定外に時間を要してしまったため。

申請者

変更内容

工事期間の変更

工事期間

変更前 (着工日 28 年 2 月 15 日 完了日 29 年 6 月 30 日) 変更後 (着工日 28 年 2 月 15 日 完了日 30 年 12 月 31 日)

次の8ページに現在の状況が出ております。図の一番右側のつっこみ道路の向かい側2棟について未着手になっておりまして、この中はほとんど建設中で手前の右から2番目が完成、上の段右から3番目が完成という形になっております。以上です。

議長

はい、事務局ご苦労様でした。 議案第3号の審議に入ります。 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

・・・「ありません」の声・・・

地元鷺沼台地区委員、三橋 喜左衛門委員何かございますか?

三橋喜左衛門 委員 (近隣農地に対して)迷惑がかかっているということはありません。

議長

同じく三橋 武夫委員何かございますか?

三橋武夫委員

通行などには支障など及ぼすことはありません。

議長

事務局、補足説明などありますか。・・・・・・

事務局

特にありません。

議長

他に、ご質問などなければ、採決に入ります。

議案第3号の

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 採決いたします。

議案第3号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

全員賛成を持ちまして、議案第3号は同意されました。

事務局は、千葉県知事へ計画変更承認の進達をお願いいたします。

続きまして議案第4号の

「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。

事務局より議案の朗読等お願いします。

事務局

議案第 4 号

生産緑地のあっせん結果について

平成29年6月5日開催の平成29年第6回総会、議案第2号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。

平成29年 7月 5日提出

1. 生産緑地の申請地

習志野市●●●丁目●●●番●

●.●● m²

(●●●●生産緑地地区)

(約●●●坪)

2. 申請者

習志野市●●●丁目●番●●号

3. 買取希望額

(●●, ●●●円/㎡あたり)

(約●●,●●●円/坪あたり)

4. 回答期限

平成29年7月7日(金)

以上です。

議長

はい、事務局ご苦労様でした。

只今の議案第4号の結果について、

皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、

挙手願います

三代川彦博委員どうぞ。

三代川彦博 委員 ●●地区の事ですが、農家として●●の事が一番気になるのですが、私の地区においては希望の有無について昨日全員に確認しました。皆さん金額が安価なので興味は持たれているのですが、ただ今回の案件で一つ質問なのですが、今までの案件ですと道路付きというのがほとんどなのですが、今回はどう見ても道路というのがはっきりしていない案件なので、そういったこともあってこの金額なのかなと考えるところです。皆さんそこのところを心配されているようですが実際の案件というのはどうなのでしょうか。

回答期限が7月7日ということは、7月7日までに返事をすれば 良いということでよろしいのでしょうか。

議長

それでは、事務局どうぞ。

事務局

生産緑地の担当は、都市計画課になりますので農業委員会のほう で買い取り希望がありましたら、農業委員会の会長から買い取り 希望があった旨を書面で回答はいたします。ただし、民々の事で すので買い取り希望のあった方の氏名や住所などは、農業委員会 から直接回答はいたしません。地区の中で希望する方がいらっし ゃいましたら、直接都市計画課へ連絡をしていただきます。都市 計画においても民々の事ですので都市計画課が中に入るというこ とではなく、所有者の方に都市計画課から買い取りを希望してい る方がいる旨を電話等で連絡をさせていただき、その後価格等に ついては所有者の方と希望者の方双方でお話をしていただくとい うことで、都市計画課へは確認をいたしました。皆さんが心配さ れていらっしゃるのは、個人情報である氏名や住所が表に出てし まうのではないかということだと思うのですがこれについては、 口外することはないということを都市計画課から伺っておりま す。もし●●地区の方でご希望の方がいらっしゃる場合には都市 計画課へお話をしてほしいということです。農業委員会事務局は、 書面で回答するのみとなります。

議長はい、三代川彦博委員

三代川彦博

委員

今の回答ですと、疑問点等があれば都市計画課へ問い合わせて、 この期限までに申し出るということでよろしいということです ね。

事務局

そうです。

三代川彦博

委員

はい、わかりました。

議長

私どもで現地を見に行ったのですが、この土地は畑としては広い のですが出入りをする道が無いように見受けました。

それでは、この件に関しましてはもしかすると買い取り希望者がいらっしゃるかもしれないという情報があるということです。

続きまして、関連しますので議案第5号へ議事を進行します。 議案第5号は「生産緑地のあっせん結果について」を議案としま す。

事務局より議案の朗読等お願いします。

事務局 議案第 5 号

生産緑地のあっせん結果について

平成29年6月5日開催の平成29年第6回総会、議案第3号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものである。

平成29年 7月 5日提出

1. 生産緑地の申請地

習志野市●●●丁目●●●番●

●●m

(●●●●生産緑地地区)

(約●●●坪)

2. 申請者

習志野市●●●丁目●番●●号

3. 買取希望額 ●●,●●●,●●●円

(●●, ●●●円/㎡あたり)

(約●●.●●●円/坪あたり)

4. 回答期限

平成29年7月7日(金)

以上です。

議長

はい、事務局ご苦労様でした。 只今の議案第5号の結果について、 皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、 挙手願います

・・・・・挙手なし・・・・・

只今の結果、今時点ではどこの地区からも買い取り希望者がいなかったことになります。ただ期限までにまだ2日間ありますので、もし希望者がありましたら、先ほど事務局から言われた通り都市計画課へお話いただきたいと思います。

はい、事務局どうぞ。

事務局

この案件につきましては、農業委員会に投げかけをされておりますので回答をしなければなりません。買い取りの希望が無い場合にはご連絡は不要ですが、もし希望者がいらっしゃった場合には、買い取りの希望があった旨(氏名、住所などは不要)のみを農業委員会事務局へご一報いただきますようお願いいたします。以上です。

議長

それでは、次に進みます。

「議案第6号」農地利用集積円滑化事業に関する規定の変更に関する審議について事務局より、議案の朗読及び説明を求めます。 事務局、お願いいたします。

事務局

議案第 6号

農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について

平成29年4月28日付け千み発第108号にて、●●●● ●●●●組合代表●●●● ● ● 氏より習志野市長に対し「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請書」の提出がありました。これを受け、平成29年5月30日付け産振第259号にて習志野市長より「農地利用集積円滑化事業 に関する規程の変更に対する審議について」の依頼が、農業委 員会会長宛にあったので審議を求めるものです。

平成29年7月5日提出

≪変更理由・変更概要≫

平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」の改正が施行され「千葉県農業会議」から「千葉県農業委員会ネットワーク機構」へ名称が変更となった。これに伴い「農地利用集積円滑化事業規程」の一部が改正されたことによる。

この規定の変更は、習志野市長及び千葉市長による承認があった日から効力が生じる。

市長への回答期限:平成29年7月10日(月)

次ページの13ページをお開きください。

こちらですが、先ほども申し上げましたとおり、昨年農業委員会 の法律が変わりまして、こちらの方の条文の中で名称変更だけと いうことになります。他の内容については変更はございません。 あくまでも名称変更のみということですのでご承知おきください。

以上です

議長

事務局ご苦労さまでした。

ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の 議事参与制限により、10番 伊藤 和彦 委員の除斥を求めます。 審議終了までの間、別室でお待ちください。

伊藤委員が退席する間、暫時休憩いたします。

・・・・・別室へ移動・・・・・

休憩前に戻り会議を続けます。

この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。

・・・・・挙手なし・・・・・

事務局にお尋ねいたします。

この案件について、補足説明等ございますか?

事務局

組織変更で、その中で県農業会議がネットワーク機構に変わった

というだけです。

議長

他に質問等が無ければ、採決いたします。

議案第6号の「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に 関する審議について」の決定について、ご異議なければ 決定についての同意を求めます。

同意される方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、議案第6号は承認されましたので、事 務局は市長に回答してください。

それでは、事務局 1 O 番 伊藤 和彦委員を席に案内してください。 それまでの間、暫時休憩いたします。

・・・・・10番 伊藤 和彦 委員 入室着席・・・・

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、議案第7号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第7号の朗読をお願いします。

事務局

議案第 7 号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。

平成29年7月5日提出

- 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●㎡
- 2 権利の内容 転用を伴う賃借権設定
- 3 転用計画駐車場用地
- 4 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号

●●●●●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●号

•••

以上です。

議長

事務局、ご苦労様でした。

続きまして現地調査報告を事務局よりお願いします。

事務局

議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請」ですが、平 成28年第6回総会、第1号議案で「習志野市農業振興地域整備 計画の変更に関する意見照会について」にて、農用地区域から除 外され、今回、農地法5条の申請がなされました。6月30日に 廣瀬会長はじめ農業委員10名、事務局2名と申請者の●●●● ●●株式会社●●の●●さんと委任された業者さん1名の計14 名で行いました。申請地は、次の16ページの案内図のとおり、 ●●●丁目●●●番●で、先程の第1号議案の隣の農地になりま す。申請理由は、営業車両の所有台数が増えて、現在は●道●● ●●●線を挟んで向かい側に駐車場を借りており、●道●●●● ●線の拡幅補修等に伴い、中央分離帯を設置することになってい ます。対面の駐車場から点検整備等で毎日営業車が横断していま すが、近々に中央分離帯ができることにより、大幅な迂回を余儀 なくされる等々、業務に支障をきたすことになります。申請地は、 本社に隣接した横並びの●道●●●●●線沿いの農地であり、申 請地の右隣は●●●●株式会社、農地には隣接していませんので、 被害防除の心配はありません。このことから駐車場として利用す るには最適な場所と思われます。以上で議案第7号の調査報告と させていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

事務局、現地調査報告ご苦労様でした。

ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の 議事参与制限により、●●番 ●● ● 委員の除斥を求めます。 審議終了までの間、別室でお待ちください。

●● ● 委員が退席する間、暫時休憩いたします。

・・・・・別室へ移動・・・・・

休憩前に戻り会議を続けます。

この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。

はい、三代川正夫委員どうぞ。

三代川正夫 委員

転用計画で期間が、平成29年8月15日から11月14日まで と記載されていますが、三か月だけなのですか。

事務局

申し訳ございません。

平成29年8月15日から平成34年8月14日までの5年間の 誤りでございます。この期間を賃貸権で借りるということでござ います。

訂正させていただきます申し訳ございません。

議長

飯生 正己職務代理も実籾地区ということで立ち会って 頂きました。飯生 正己職務代理いかがですか。

飯生正己職務 代理者 特にありません。

議長

無いようですので、議事を進めます。 事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。

事務局

農地法第 5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請 書の提出があったので県への送付について審議を求める。

提出年月日 平成29年7月5日

農業委員会受付日 平成29年6月23日

申請目的 転用を伴う賃借権設定

譲受人 住所 習志野市●●●丁目●●番●号

●●●●●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

年齢●●歳 職業は●●●です。

譲渡人 住所 習志野市●●●丁目●番●号

年齢●●歳 職業は農業です

許可を受けようとする土地につきましては、地番 習志野市●●

●丁目●●●番●、地目は登記上畑となっております。地積は

●, ●●●㎡、立地基準につきましては第2種農地となります。

転用計画は、平成29年8月15日から平成34年8月14日ま

でとなります。他法令については開発行為その他全てありません。 申請理由は、譲受人は●●●●●●●●●●●●を営んでおり、

- ●●●●については●●台保有していますが内●●台を●道●●
- ●●●●線の本社対面にある貸駐車場を利用し、内2台を●●●

丁目の駐車場を一時的に利用している状況である。●道●●●●

●●線道路改修工事により、京成本線との立体交差化や歩道設置、中央分離帯の設置が予定されており、対面の貸駐車場の横断についても危険な状況になることが予想され、車両整備点検にも迂回等困難が予想されることなどを勘案し、この場所を選定した。と伺っております。現地調査につきましては先ほど申し上げましたように平成29年6月30日に行っております。以上です。

議長

事務局、ご苦労様でした。

只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第7号について質問等の有る方は挙手願います。

・・・・・挙手なし・・・・・

ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。 議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

・・・・・各委員・挙手・・・・・

全員の賛成を持ちまして、

議案第7号につきましては許可相当と決しました。 よって本案件につきましては、県に進達いたします。 暫時休憩します。

・・・・・●●番 ●● ● 委員 入室着席・・・・

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告第1号および報告第2号については 「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに 報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 質問等が無いようですので、

報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。

●●●●丁目の●● ●●さんについては、小川孝雄委員から 報告をお願いします。

小川孝雄委員

5月11日に事務局長と私の2名で、場所は2か所になりますが確認いたしました。1つは私の家の前の●●道路を渡った少し奥の方にあるところで、緑地にしてあり宅地にはできないような場所です。若いご夫婦で朝から一生懸命に野菜を作っております。もう一か所のところも自家消費ですけれども、まじめにしっかりと農業をされております。

議長

はい、小川孝雄委員ありがとうございました。

●●●丁目の●● ●さんについては、飯生 良委員から報告をお願いします。

飯生良委員

はい、問題ありません。

議長

ご苦労さまでした。

●●●丁目の●● ●●さんについては、三代川 正夫委員から 報告をお願いします。

三代川正夫 委員

5月29日に松戸主幹と私の2名で現地を見せていただきました。●●●●さんの所は私の隣の家で●●さんご自身は今体調を崩されていますが、奥様と息子さんご夫婦がいつもきれいに丁寧に作物を作られているので全く問題ありませんでした。

議長

三代川正夫委員、ご苦労様でした。ありがとうございました。 今回は報告が3件ありましたが、そのほかの各地区の委員につい ても今後現地をみて報告をいただくことがあるかと思います。暑 い中ではありますがご協力のほどよろしくお願いいたします。 他にご質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了い たします。ご苦労様でした。